

第 2 2 号議案

中野区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 7 年（2025 年）3 月 2 8 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田代 雅規

（提案理由）

令和 7 年 4 月 1 日から中野区立教育センターの施設である教育相談室の利用時間及び休業日に変更となることから、中野区立教育センター条例施行規則の一部を改正する必要がある。

中野区教育委員会規則第4号

中野区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

中野区立教育センター条例施行規則（昭和58年中野区教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

事項	教育調査・研究室 及び教科書・教育 資料室	研修室	教育相談室
利用時 間	午前9時から午後 5時まで	午前9時から午後 5時まで	午前10時から午 後6時まで
休業日	(1) 日曜日及び土 曜日 (2) 国民の祝日に 関する法律（昭 和23年法律第 178号）に規 定する休日 (3) 1月2日から 同月4日まで (4) 12月28日 から同月31日 まで	(1) 1月1日から 同月4日まで (2) 12月28日 から同月31日 まで (3) 所内整理日 （毎月の第3土 曜日をいう。）	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に 関する法律に規 定する休日 (3) 1月2日から 同月4日まで (4) 12月28日 から同月31日 まで

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。